

衆議院 第四百十五回国会 安全保障委員会 議 録 第 六 号

平成十一年六月三日(木曜日) 午前十時五分開議

出席委員

- 委員長 二見 伸明君
- 理事 安倍 晋三君
- 理事 江口 一雄君
- 理事 横路 孝弘君
- 理事 西村 眞悟君
- 理事 麻生 太郎君
- 池田 行彦君
- 大野 功統君
- 木村 勉君
- 熊谷 市雄君
- 小泉純一郎君
- 杉山 憲夫君
- 中山 利生君
- 船田 元君
- 吉川 貴盛君
- 鍵田 節哉君
- 桑原 豊君
- 辻 一彦君
- 富沢 篤紘君
- 塩田 晋君
- 東中 光雄君

- 理事 浅野 勝人君
- 理事 仲村 正治君
- 理事 佐藤 茂樹君
- 伊藤 達也君
- 白井日出男君
- 河井 克行君
- 岸本 光造君
- 栗原 裕康君
- 佐藤 勉君
- 田村 憲久君
- 松田 仁君
- 宮腰 光寛君
- 岡田 克也君
- 神田 厚君
- 島 聡君
- 河合 正智君
- 冬柴 鐵三君
- 佐々木陸海君
- 辻元 清美君

- 防衛施設庁施設部長 宝槻 吉昭君
- 外務省アジア局長 阿南 惟茂君
- 外務省北米局長 竹内 行夫君
- 安全保障委員会 田中 達郎君
- 専門員

- 委員外の出席者
- 補欠選任 熊谷 市雄君
- 阪上 善秀君
- 杉山 憲夫君
- 山崎 拓君
- 伊藤 英成君
- 桑原 豊君
- 同日
- 補欠選任 山崎 拓君
- 嘉数 知賢君
- 阪上 善秀君
- 杉山 憲夫君
- 伊藤 英成君
- 桑原 豊君

出席國務大臣

國務大臣 (防衛庁長官) 野呂田芳成君

出席政府委員

- 防衛庁長官官房長 守屋 武昌君
- 防衛庁防衛局長 佐藤 謙君
- 防衛庁運用局長 柳澤 協二君
- 防衛庁人事教育局長 坂野 興君
- 防衛庁装備局長 及川 耕造君
- 防衛施設庁長官 大森 敬治君

六月二日 自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第八七号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第八七号)

○二見委員長 これより会議を開きます。内閣提出、自衛隊法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

野呂田國務大臣 ただいま議題となりました自衛隊法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を内容としております。これは、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応する等のため、隊員の定年退職者等の再任用制度を改め、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、並びに懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に對して処分を行うことができることとするほか、公務の公正性及び透明性の一層の確保並びに隊員の適正な再就職の実施を図るため、離職後二年間に営利を目的とする会社等の地位につくことについて防衛庁長官の承認が必要とされる要件を改めるとともに、防衛庁長官が行った承認について国会に對し報告しなければならぬこと等とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、定年退職をした隊員等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とするともに、自衛官以外の隊員への再任用について短時間勤務の制度を設けるものであります。

第二に、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において、当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に對して処分を行うことができることとするものであります。

第三に、離職後二年間につくことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を、離職前五年間に在職していた防衛庁本庁または防衛施設庁と密接な関係にあるものに改め、防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に對し報告しなければならぬこととするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。これは、新たに導入される定年退職者等の再任用制度により採用された者の俸給月額その他給与について、所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正について御説明いたします。これは、新たに導入される定年退職者等の再任用制度により採用された者について、一般職の国家公務員の例に準じて、寒冷地手当を支給しないこと及び短時間勤務の者の部分休業を可能とするなどその他所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、自衛隊法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同賜うことをお願いいたします。

の再就職規制を調査された。また、私もその調査内容を拝読いたしました。この今出されている法案は、調査された諸外国の再就職手続よりも、かなり内容は異なっておりますし、対象が広くなっております。

先般実施された諸外国調査は、本法案にそのよきところがどのように反映されておるのであるかということについて、長官の御答弁をお願いいたします。

○野呂田国務大臣 先般実施しました外国実態調査によつてみますと、イギリスやフランスの再就職の事前手続は、不正の防止のみならず、国防に對する国民の信頼の確保及び個々人の再就職へのいわれなき批判等からの保護を基本的考え方として定められておると考えます。こうした調査の結果による考え方は、改正法案の、長官の承認を必要とする対象の拡大とか、あるいは国会への報告制度の設置などに反映されていると考えているところでありませう。

また、イギリスやフランスでは、實質的に大きな契約に關与しない任期制の兵士を審査対象にすることに消極的であり、むしろ再就職支援策等の充実に努力しているものと考えます。改正法案におきましても、任期制自衛官は承認の対象外としたところでございませう。

○西村(眞)委員 国防にとつて隊員の士氣は非常に重要な土台であると思つておるんですが、このたび再就職規制が強化される。自分たちが特殊な、例えば部隊での勤務を経て再就職しなければならぬ、そのときに、規制が強化されるのでは再就職ができなくなるのではないかと、自分として名譽ある職務として国防に若き時期をささげた我々が、再就職ができなくなればどうして食つていけるのであろうか、こういうふうな将来に對する不安がなきにしもあらずだと思つて。特に素朴な人に限つてやはり素朴にそう思つてしまふということがあつた。

私もその点は非常に心配しております。隊員がこの再就職規制をきつかけとした士氣の低下が

非常に問題だと思つておるんですが、この点については長官にぜひ御配慮いただきたいし、また、現在、長官はどのようにお考えであるかについての見解をお伺いしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 我が國の防衛にとりまして隊員の士氣が重要であることは、委員御指摘のとおりでございます。ただいまは隊員の再就職の問題につきましても深い御配慮を賜りましたことを、心から感謝申し上げたいと思つておるんですが、このたびの改正によりまして、任期制自衛官につきましても、再就職に關し、長官の承認の対象外とされ、必要ならば再就職支援制度による支援を受けつても、心置きなく再就職先を探すことができる、こういうふうな考へておると思つておる。

また、若年定年制自衛官につきましても、その多くは防衛産業以外の企業に再就職しており、手続の対象となる隊員は一部にすぎないと考へておりますが、承認の対象となる者につきましても、防衛庁と密接な關係にある企業に再就職する場合には、適正な審査を経て長官の承認を受けることとするので、いわゆるいわれなき批判、疑いを受けることなく、堂々と胸を張つて再就職することができるとなり、その第二の人生を考へる上でも私も望ましいと思つておると思つておる。

防衛庁としましては、これらの点の隊員への周知に努めますとともに、若年定年制、任期制自衛官の再就職を支援するための諸施策について、今後、さらなる充実に努めていくこととしており、今回の再就職制度の見直しは、一般隊員の士氣を低下させることはないと思つておると思つておる。

○西村(眞)委員 この再就職規制の運用において、長官は、いわれなき疑惑を持たれないようにするんだとたびたび御答弁されておられます。これを積極的に申し上げるならば、再就職する自衛官が、国防の任務に半生を尽くした者として堂々と再就職していただける、このように運用すると思つておると思つておる。

さて、再就職の問題に關しては、かの自衛官が勝手に探してきて、それでそれを審査するんだという視点よりも、毎年一万人近くが退職していく自衛官の再就職を支援するための諸施策、今ちょっとお触れになりましたが、それをさらに充実していくことが、やはり士氣の低下を防ぎ、そして国防という任務を國家として全うできる道である、かなり重要な要素であると存じます。その意味で、再就職支援について具体的にどのように推し進めていられる所存か、御見解をお伺いしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 特に若年退職自衛官の場合には、多くの場合は退職後の生活基盤の確保などのため、再就職を必要としている状況であります。従来から、これらの自衛官が再就職を円滑になし得るよう、技能訓練とか通信教育等、各種の援護策を実施してまいつた次第でございます。そのほか、若年定年退職者給付金制度を設けておることもございませう。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後の生活を憂へることなく安心して職務に精励できるように努めますと、このような施策を引き続き実施することともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報ネットワーク化等就職支援策の積極的な推進や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めてまいりたいと思つておると思つておる。

○西村(眞)委員 その自衛官が在任中、任務について習得した技術、知識、これらはもちろん軍事に關するものでございませう。武器という言葉はアームズといひまして、人間の手の延長でございませう。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使ひこなす経験を持つたのは、我が國では自衛官及び警察官しかないのでございませう。そして、彼らが再就職していくときに、防衛産業という、まさにその武器を、防衛のための武器をつくるという産業に就職していくというものは、これは自然のことだらうと思つておると思つておる。

つくれた製品が、そしてそれを使いこなせた人が、そのものに關与しなければ、いいものが生まれるはずがないわけでございます。したがつて、自衛官の再就職の先の防衛産業というものを育成する視点から見て、また自衛官の携つた任務から見て、当然、防衛産業に就職が多くなるのは自然の成り行きだと存じます。就つてまた、それは、國家の安全保障の観点からしても、防衛産業育成という観点、また自衛官の再就職という観点から見て非常に重要なことだと存じます。

しかるに、我が國は戦後、防衛産業というものと自衛官の結びつきを批判する声もまたあるわけでございます。再就職を支援し、防衛産業を育成する、そして自衛官の習得した技術を生かすという視点から、防衛産業に關する、そしてそこに再就職するということに関する國民の理解が進んでいない状況であるならば、それを防衛庁として変えようとする努力も重要でございませう。これら点に關して、私は、啓蒙活動が非常に重要であると思つておると思つておる、防衛庁長官の御見解をお伺いしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 御指摘のように、退職自衛官が防衛に關する専門的な知識を生かしていわゆる防衛産業等に再就職することは、健全な防衛産業を育成し、防衛生産技術基盤を維持するとともに、隊員の士氣を高揚する上で極めて重要であると思つておると思つておる。

しかしながら、退職自衛官が防衛産業等に再就職したということだけをもちつても、いろいろな批判や疑いを受ける場合がございませう。それは残念なことではございませう。そのために、退職自衛官が防衛産業に再就職するに際しては、適切な手続を経させることによりこのような批判を払拭することができると考へて、私も今この制度を御提案申し上げておる次第であります。

この法案による対処とは別に、かかる誤解に基づく批判等がそもそも発生しないようにすることが必要であると思つておると思つておる、防衛庁、自衛隊に對する

国民の理解を高めるための一層の努力を今後真剣に進めてまいりたいと考えております。

○西村(眞)委員 質問も御通告をしておりませんので、時間がありますので、一点だけ申し上げます。御答弁は必要なく、その席でうなずかれるだけで結構でございます。

今までの再就職のことについて、私は、自衛隊員の士気を阻害してはならない、また、再就職に際しては、堂々と再就職していきけるように防衛庁長官もこの法を運用するという御答弁をなされました。

さて、我が党の中村鋭一議員も論議の言葉に触れられたと思いますが、論語子路編にいわく、「政をなすはまず何をなすべしと。子、答えていわく、まずその名を正すべしと。名を正せば秩序定まる」という言葉がございます。我が国が、今の自衛隊員の誇りについてのこの質疑の中で、私は、最も必要なものは、まず名を正すべきかと思ひます。防衛庁長官が、旅行会社のエージェンシーの長であつてはならない、国防大臣であらねばならない。そして、自衛官の最高位は、統幕議長として認証官でなければならぬ。この名を正すことによつて初めて国民の啓蒙、防衛庁長官が今一番重要だと言われた国民の啓蒙と自衛隊員の軍人としての誇り、これを日本で確定させることができる。これは予算は要りません。名を正すこと、このことが非常に重要であつて、これは防衛庁長官と問題意識を共有していると私は確信して、うなずいていただいた上で、御答弁は要りませんから、どうかうなずいていただいで、よろしくお願ひします。

これで終わります。
○二見委員長 次に、島藤君。
○島委員 民主党の島藤でございます。私もはさちんと答弁をお願いします、うなずくだけじゃなくて。
自衛隊法等の一部を改正する法律案につきまして質問を申し上げます。特に、前回の証拠隠滅疑惑の最終報告の中でも、戦後の防衛行政の総決算

を行い、開かれた政策官庁への脱皮と国民の信頼構築に全力を尽くして行わなければならない。今、防衛庁長官がいわれなき批判ということをたびたび繰り返された。いわれなき批判なのか、本当は実はいわれがあるのかということをはさちんとしていかなければ、とも国民の信頼構築ということでは、もう一度取り戻すということができないのではないかと、そういう観点から幾つかの質問をさせていただきます。

まず最初であります。今回いわゆる再就職等の問題で、要するにかなり厳しくしたわけですが、改めて防衛庁長官にお聞きしますが、以前まではいわゆる防衛庁の自衛隊員、つまりこれは自衛官も一般職員もであります。一般公務員と比較して割と規制が緩かったわけですが、どううしてそれを緩くしていたかと長官はお考えになりますか。改めてお聞きします。

○野呂田国務大臣 このたびのこの法律改正は、先般の防衛調達に関する不祥事を契機としながらも、国家公務員をめぐる再就職制度の改革などの趨勢を踏まえて、これまで一般公務員に比べて厳格さを欠くのではないかと御指摘もいただいております。自衛隊員の再就職手続について見直したものでございます。

その基本的な考え方は、公務の公正性を確保すると同時に、今まで私が言いました隊員に対するいろいろな批判等の払拭をより徹底する観点から、これまで、許認可権等の権限を基本的に有さず、企業との間には装備品の調達に伴う契約関係のみが存在する自衛隊員については、個々の隊員の離職前の職務と企業との関係に着目して、そこに密接な関係がある場合等に審査の対象としておつた、こういう現行制度を改めまして、隊員がいわゆる防衛産業等に再就職する場合には、離職前の職務と企業との密接な関係の有無にかかわらず、一般公務員と同様の考え方で審査の対象にすることが適切であると考えまして、これまでの制度を改めた次第でございます。

自衛官につきましては、若年定年制あるいは任期制を採用しているなど、事務官等と比べましてその任用形態に異なる面もございまして。そういう点についても、自衛隊員の再就職の在り方に関する報告、これは部外有識者による御指摘でございますが、そういう面にも指摘されているわけでございまして、この改正案では、そういう面についても配慮した次第でございます。

○島委員 いわゆる防衛庁に許認可の行政権限がないから、あるいは若年で定年されるから、だから今までの意味で緩やかであった、今回直されたという話であります。特に、今回問題になってきました、いわゆる一般職といいますが、契約等に関係があるところだということだと思ひます。

それで、これは自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会の中間報告を私は読ませていただいたわけですが、そのときには、「五 検討の基本的方向」というのがあつて、「その際、若年定年制及び任期制の自衛官については、再就職の必要性等の特殊な事情に鑑みつつ、再就職規制の趣旨やこれまでの規制の下における実態を踏まえ検討を行う。」そして、「事務官等については、特別職の公務員である一方、基本的には一般職公務員と類似している面も多しことを踏まえて、一般職公務員と規制の考え方を同様にすることを前提としつつ、検討を行う。」とありました。これは要するに、ある意味で一般職とそれから自衛官というのは区別すべきではないかという中間報告であつたと思ひます。

私は、これを見たときに、これは非常に妥当ではないかと思つておりました。いわゆる天下りの問題と再就職の問題とは違ふと私は思つておりましたら、最終報告では、その辺の区別がつかず、若年定年制自衛官についても、基本的な考え方に従い取り扱ふことが適当である、つまり一緒にすればいいと私はこれを読んでいるんですが、今回の法律でも余りさちんとした区別がないようになってい

中間報告から最終報告、そしてまたこの法律に

当たつて、その辺の経緯、どうしてこうなつていったのか、そしてまた、どうしてその方が望ましいのかということも長官から御説明いただきたいと思ひます。

○坂野政府委員 検討会の中ではいろいろと、前提条件にとらわれずに自由に検討して議論していただきました。そして、中間報告から最終報告にまで至つたわけでございます。

それで、その規制の仕組みにつきまして、自衛隊員のうち事務官等につきましては、一般職と特別職に異にする、そういう必然的な理由もないであろうというふうにごうなして、基本的に一般職と同じような規制にいたしました。

自衛官等につきましては、従来から防衛庁が特に行政権限とか許認可権限を持っていない、契約関係だけである、また、若年定年制として任期制、そういうような特殊な任用形態をとつておりました。再就職を前提とするということになっておりました。

そういう意味で、自衛官等につきましても、どうするかということについていろいろ議論いたしました。結局、再就職についていろいろと御議論もございまして、国会等でもございまして、マスコミ等でもございまして。そういういろいろな御批判等を払拭するには、さちんとした適正な手続を経て再就職をする、そういうことで、不適切な再就職については承認を与えない、そういうことになりまして、承認を与えることによつて堂々と再就職していただくということの方がむしろ望ましいのではないかと。

また、その中でも任期制隊員につきましては、もともと、本人の年齢あるいは職務権限等からしまして、再就職の問題でいろいろと不正に影響力を行使するということもあり得ないので、任期制の隊員については除外をいたしました。また若年制の隊員につきましては、本来、防衛庁、自衛隊で培われた技術というのは部外にはなかなか見当たらないわけでございますので、そういう特殊な経験、知識を買われて、不正な影響力を行使

管は、防衛庁設置法二十七条の四において、長官が定めるとされています。

長官は、どのような議事運営がされるというふうに認識しておられますか。

○野呂田国務大臣 統合幕僚会議においては、二以上の自衛隊が行動する場合であって、各自衛隊の有する能力、知見を有機的に結合し、効果的に運用するために統合運用が必要となる場合等に長官を補佐することとされており。

このような補佐につきましては、従来は防衛出動及び治安出動に限定されていましたが、多様化する自衛隊の任務に対応するため、ことしの三月、改正された自衛隊法の施行によりまして、出動時以外の場合であっても、統合運用が必要な行動等として長官が定める場合には、補佐の対象とされたところであります。

具体的には、出動時以外において統合運用が必要な場合を定める訓令により、陸上自衛隊、海上自衛隊または航空自衛隊のいずれか二以上のものが災害派遣や在外邦人等の輸送等を命じられる場合等であって、調整を行う必要があると長官が認める場合、これが長官が定める場合でありまして、その補佐の対象とされたところでござい

す。周辺事態安全確保法に基づく後方地域支援等への統合幕僚会議の関与のあり方につきましては、この同法の施行に合わせて必要な体制をとるべく、今、鋭意検討を行っているところでござい

ます。周辺事態に際し統合運用が必要な場合にも、迅速かつ効果的な議事運営がなされ、特に、軍事技術的な観点から統合幕僚会議が防衛庁長官を適切に補佐してくれることを期待しているわけであり

ます。○島委員 軍事技術的な観点から十分に補佐をしてくださると期待をしておられるというふうに言われましたが、それは期待じゃなくて、CCPに行かれて、大丈夫だと思われましたか。

○野呂田国務大臣 完璧というわけにはいきませんが、これから努力をして、完璧なものに近づける必要があると思っております。

○島委員 完璧じゃないというのは非常に重要な話でありまして、ぜひきちんとしてもらいたいと思います。例えば、非常にコンピュータ化されて、御存じのように情報化されております。例えばコンピュータに対していろいろな形で侵入したりすることもできる時代でございますので、そういうことに関してもしっかりと対応していただければなど、きょうは質問通告していませんので、それはぜひ議論をいただきたいと思

います。次ですが、統合幕僚会議議事運営規則四条では、会議の議事は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長の全員の合意によることとありますが、これは、合意ができなかった場合にはどういうようにされるわけですか。

○野呂田国務大臣 御指摘の幕僚会議の議事運営につきましては、統合幕僚会議議事運営規則によつて定められておりまして、会議の議事は、陸海空の三幕僚長及び統合幕僚会議議長全員の合意を原則としておることは、御指摘のとおりでございます。

他方、同じ規則においては、意見が相違した場合、統合幕僚会議議長が「意見の相違点及びその理由を明らかにして、当該案件の会議の結果を長官に報告しなければならぬ」というふうに規定した上で、議長は「自己の意見に基づき長官に助言することができる」とされているところであります。

したがって、仮に意見が異なつたまま報告があつた場合には、自衛官の最上位たる統合幕僚会議議長は、自衛官の最上位たる統合幕僚会議議長を踏まえて、各種の軍事的、政策的事項を総合的に勘案した上で、最終的には防衛庁長官が防衛庁としての最終判断を行うこととなるわけでございます。

○島委員 いわゆるシビリアンコントロールというのは、言うまでもなく、軍政の部分についてはきちんと管理していく、軍令の部分についてはいわゆる専門家の、特にこれから高度技術化したも

のは専門家の意見を尊重する話だと思ふんです。今、お話を聞いて、確かに、議長は助言をしまして、最終的には長官が御判断されるという話であります。これだけいろいろな意味で高度技術化した戦争の形態の中において、統合幕僚会議がある意味で調整せず、意見が異なる場合は両論併記に出して、ただ議長はこれはこの方がいいよというふうな助言だけして、長官が判断される。これは要するに長官が定めるわけでありまして、お聞きしますが、これで不備はないと長官はお考えですか。

○野呂田国務大臣 防衛庁におきましては、今委員も触れられました、シビリアンコントロールの観点も踏まえて、政策的な観点からは内部部局等が、軍事的、専門的な観点からは統合幕僚会議や陸海空各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐するという役割を分担してとつておることでございます。したがって、軍事技術に関する事項についても同様に、政策的な観点からは内部部局が、軍事専門的な観点からは統合幕僚会議、各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐することとなるわけでありまして、このように、防衛庁における長官の補佐体制については、軍事技術に関する事項を含め、遺漏なきよう整備されているものと考えます。

その一方で、御指摘のように、軍事技術の高度化により、専門的な知識に基づく判断が従来以上に増していることは、先ほど委員が御指摘のとおりであります。そういう観点から、内部部局、統合幕僚会議、各幕僚監部等においては、おののの任務を適切に遂行できるよう、常日ごろから相互に緊密な連携をとることはもとより、研究等にも励んでおるところでございます。

また、今、大変大きな問題がいろいろ統発してきますので、統幕会議とは別に、防衛庁の幹部を集めて重要事態対応会議というのを毎週一回開いておまして、あらゆる事態にどういうふうに対応していくかということを政策面からあるいは軍事専門的な観点から毎週そういう討議を行つて、

事態に遺漏なきよう対応していきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○島委員 私は、特に、陸海空自衛隊統合運用がなされて、総理大臣、防衛庁長官によるコントロールが強化され、そしてまた統合幕僚会議が効率的に運用をされて結果を果たすように、これは機能を法的にも質的にもきちんと抜本的に強化すべきであろうというふうに考えております。申し上げたように防衛庁長官が定めるわけでありまして、ぜひとも、これは防衛庁長官の御見識で、本当にこれであらうと動くのかどうか、お考えを賜つていきたいと思ひます。

同じく、これも防衛庁長官の考えで決めるようなことについてお尋ねしていきますが、例えば、防衛出動時の自衛官の待遇についての規定は、防衛庁の職員の給与等に関する法律第三十条で「別に法律で定める」となっております。この法律が一番最初にできたのは、保安庁法の時ですが、昭和二十七年の八月一日。その後、昭和二十九年七月一日施行「出動の場合の特別措置」第三十条、出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に必要特別な措置については、別に法律で定める。防衛白書にも「法律は、未だ制定されていない」となっているわけでありまして、これは事実でありますか。そしてまた、どうして制定されていないのですか。

○野呂田国務大臣 大変痛い御指摘でございますが、御指摘のとおり、いわゆる有事給与につきましては、防衛庁の職員の給与等に関する法律第三十条において、別に法律で定めることとされておるわけでありまして、

ところが、この法律が未制定であることは御指摘のとおりであります。なぜならば、防衛庁等における有事法制の研究の一環としてこれは研究を進められてきておるところであります。有事法制の問題につきましては、現在の研究が問題点の整理を目的としているものであつて立法の準備ではないという前提が二十二年前に決まつておりまして、そういう事情を勘案しながら、引き続き必要

な検討を続けているところでございます。

防衛庁としては、給与問題を含むこの法律を初め、有事法制というものが、研究だけではなく、もう二十二年もやっているとすから、法制化されることが望ましいということを従来から申し上げているところであります。

私どもとしては、今この法律に盛り込むべき内容としては、支給すべき手当の種類とか、支給基準とか、支給対象者とか、災害補償の種類とか、いろいろありますが、具体的には、出動の規模や態様等がいろいろ考えられ、これらの場合における勤務の内容や公務災害の態様についてもいろいろな場合が考えられるため、さらに引き続きこの検討を行っているところでございます。

○鳥委員 私、昭和三十三年生まれでございますので、その前からの法律でございますので、よろしくお願いをいたします。

同じように、賞じゅつ金の制度についてお尋ねをします。

自衛官が公務中にある意味で非常に不幸な事態に陥った場合、賞じゅつ金の制度があるとは認識しております。賞じゅつ金に関する訓令というのがあります。その中の第二条第五項に、いろいろな例が出ていて、前各項に定める場合のほかは特に防衛庁長官が定める場合において賞じゅつ金を授与することができるものと決めています。

「防衛庁長官が定める場合において」でありますから防衛庁長官にお聞きするわけであります。例えば、周辺事態等の出動の場合にそういうことになった場合には、防衛庁長官としてはどのようにお考えになりますか。

○野田国務大臣 自衛隊員が周辺事態等に対応して我が国が実施する措置に係る業務に安んじて従事し、あるいは名誉と誇りを得ることができるようになることは、私は肝要なことだと考えております。あつてはならないことではございませんけれども、隊員がこのような業務を実施する上で不幸にして殉職等をした場合には、賞じゅつ金制度の対象とすることが適当であると私は考えており

ます。

このようなことから、現在、賞じゅつ金に関する規定の整備を含めまして、支給の仕組み等について検討を進めているところでございます。

○鳥委員 いわゆる軍事問題、いわゆる防衛問題における最高責任者である防衛庁長官の権限というものは、こう見ましても相当あるわけでありますから、きちんと把握していただいて、国民に信頼されるいわゆる防衛体制をつくっていただきたいと思つております。

次に移りますが、先日、朝日新聞に、核搭載船寄港に関する大平氏の口頭了解があったという報道がありました。

参議院でも質問がありまして、多分質問をして同じ、私ども何度か事前協議について聞いていますと、答弁を徐々に覚えてきております。今回の場合もまた多分、米側の内部文書であると承知いたしており政府としてその内容にコメントは差し控えるという答えが返ってくると思つて、改めてこの問題についてはお聞きしません

が、いわゆるアメリカの公文書というのは、このようにどんどん公開されるわけです。私もこの本文も取り寄せました。

まず、アメリカの現在の情報公開制度、このようにどんどん公開されていくということについて、どういう状況になっているのかについてお尋ねしたいと思います。

○竹内政府委員 米国の情報公開制度でございますけれども、一般的に申しますと、いわゆる情報自由法というのがございまして、それに基づいた公開ということが行われております。そして、特

に外交、防衛など国家安全保障に関する情報につきましては、大統領命令というのがございまして、「秘密区分を受けた国家安全保障に関する情報に係る大統領命令第二九五八号」に基づいておられます。また、国務省におきましては、国務省の基本権限法に基づきまして、米国外交文書として刊行、閲覧されているところでございます。国家安全保障に関する情報の公開につきま

しては、今申しました大統領命令に基づきまして、現在のところは原則として三十年を経過した記録につきまして、また、大統領命令が改正になっておりまして、二〇〇〇年一月以降は二十五年ルールというに移行するようでございますが、いづれにしましても、現在は三十年ルールに基づきまして、国立公文書館に移管した上で公開しております。

また、個別の開示請求というのがございました場合に、審査を行います。秘密指定を解除するというのもあるというのが現状でございます。

○鳥委員 基本的に、国防省のすべての記録は原則として三十年経過した時点では自動的に秘密指定解除がされる。

ただ、一定の要件を満たす記録については秘密指定を継続することができるといふことなのださうでございますが、この一定の要件というのは一体どういう要件なのか。

○竹内政府委員 まさに今鳥先生御指摘のようなことでございまして、すべての記録が公開されるということではございませんで、先ほど申し上げました大統領命令第一二九五八号では、公開の例外というのが定められております。

大まかに言いますれば、国防に関する重要な情報とか情報源の秘匿に関するもの等がございまして、具体的には、例えば、第一に、秘密の情報源の身元、諜報の情報源の身元、諜報手段の適用に関する情報。さらに、二番目には、大量破壊兵器開発とか使用を助長するような情報。三番目には、暗号システム、活動に関する情報。四番目には、兵器システムを損なうような技術情報。

五番目には、現在でも有効な軍事競争計画を明らかにするような情報。六番目には、外国政府との関係及び現在進行中の外交活動を明白に損なうような情報。さらには、テロの関係でございまして、情報。さらには、要人の警護業務に明白に支障を来すような情報。八番目には、現在の国家安全保障、緊急軍備計画を明白に損なうような情報。九番目には、公開が、法律、条約、国際取り決めに反するような場

合の情報等ということが掲げられておりまして、このような記録については公開されないというところとされているところでございます。

○鳥委員 その要件というのは大統領令で決まっていますのですか。ということとは、大統領の意思でその要件を変えることができるかと認識していいですか。

○竹内政府委員 この大統領命令は、一般的な指針と申しますか、一般的な法律でございますので、個々の公開文書の審査とか取り扱ひにつきまして、この基準に従って判断がされるといふことでございます。

○鳥委員 いわゆる事前協議は、事前協議の申し入れがない限り核は持ち込まれていない、事前協議があれば非核三原則に照らして拒否するといふ方針であるといふことはよく存じておりますが、アメリカがこのような情報公開、今のところは大統領令で公開していないわけではございませんか。ひょっとしたらそういうものがあつたのではないかと、

ことが徐々に公開をされてきているわけでありまして、そうすると、ある時点で、本当にそのときの真実がどうだったのかということがわかるか、それが来るかもしれないし、また、逆にそれを、仮にで申し上げます、それが何らかの、政府が今までとってきた政策と矛盾を来すようなことを向こうが秘密として持っていたことを公開するかしな

味ではないかと私には思つております。ある意味でパーゲニングパワーというものが相手国にあるのではないかと私には思つております。あるいは非核三原則の問題というのには、外務委員会では核三原則に関する問題というのには、外務委員会では私と同僚議員である玄業議員も主張はしたかもしませんが、いろいろも、そろそろきちんと考えていかないと、いろいろな意味で、外交上、日本の国益というに本当にいいのかわるかというのを、今考える時期が来ると私は思つておりますので、今後またこの問題につきましてはいろいろと考えていきたいと思つております。

あと五分しかございませんのでちよつとお尋ねをしますが、韓国、北朝鮮の問題についてお尋ねをいたします。

先日、ペリー米政策調整官が北朝鮮を訪れました。金総書記と会う予定であったのが、結果として会えなかった。これは何らかのメッセージが含まれていると思うわけでありませぬ。この現在の北朝鮮の状況をどう考えて、どういうメッセージを北朝鮮が発しようとしているのかということについて分析しているかをお尋ねしたいと思います。

○阿南政府委員 ペリー政策調整官は、北朝鮮から帰ってまいりまして、ソウルで記者会見をしましたが、そのときに、自分たちは北朝鮮側に、金正日総書記との会談が有益である旨、示唆はしていた、しかし、会談が実現するとは当初から思っていたいなかっただけを述べられておられますので、もともと予定されていたものがキャンセルされたという事実関係ではないかと考えております。今先生の御質問が、なぜ金正日総書記が今出たてこなかつたか、その辺をどう分析しているかという御質問であれば、これは北朝鮮側の判断なわけでございますが、出ない方がいいという判断があつたということだと思います。

常識的に考えますと、恐らく北朝鮮側から見れば、ペリー調整官がどういふ提案、どういふ話を持ってくるかということが余り明確にわからない段階でトップが出て、何らかのコミットをするとか、また逆の反応をするというようなことをする段階ではないという判断であつたのかな、常識的な分析ではございますが、そのように考えております。

○島委員 極めて常識的な分析をしていただきまして、ありがとうございます。

もう一つだけお尋ねをしておきます。いわゆるガイドライン法案が成立して、日本も中国に説明するために、外務省の方、防衛庁の方が中国に行かれたと聞いております。私どもの代表であります菅直人代表も五月に中国に参りました。そして、聞くところによりますと、七月には

小淵首相も行かれる予定やに聞いております。一体、今中国が、日本のこのガイドライン法制定後の状況についてどう考えて、どのように感じたかについて説明をお願いいたします。

○竹内政府委員 新たな防衛協力のための指針とその関連法案につきましては、従来から、中国を含めまして、関心を有する諸国に對していろいろなレベルで説明をしております。透明性を確保するということの観点からガイドラインを公表したときから政府の一貫した姿勢でございます。中間報告の段階それからガイドラインを完了しました際、さらには法律案を作成したときも、中国を初めとする諸国に對しては、透明性ということに努めてきたところでございます。その後、具体的に申しますと、周辺事態安全確保法が成立、承認されました五月二十四日に、中国に對して、小淵総理御自身より、そのとき来日して行われました吳官正中国共産党中央政治局委員一行に對して説明をいたしました。そして、日本は専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国には決してならない、日中共同声明において表明された我が国の立場には一切変更はない旨を発言されたところでございます。さらに、先ほどまさしく先生から御指摘をいただきましたが、五月二十八日には外務省及び防衛庁の担当者も中国と韓国に派遣をいたしました。中国におきましては、外交部及び国防部の関係者に對してまして詳細な説明を實務レベルで行いました。内容を今ここで繰り返すことはちよつと差し控えさせていただきますが、従来から申し述べておりますとおりの、指針、関連法が、例えば特定の脅威を前提としたり、特定の国に向けられたものではないといったようなことであるとか、安保条約の目的の枠内であるといったようなことを詳細に説明したところでございます。

このときに先方からは、我が方から特別に説明の勞をとつたということに對しての感謝の意と評価をするという旨の発言がございました後、やはり中国としての立場とか懸念というものが改めて

表明されております。日中友好の大局的観点から、對話を通じて意見の相違を縮めていく努力が必要であるというふうなコメントがございました。我が国といたしましては、先ほど島先生から総理の訪中との関係での御指摘がございましたけれども、現時点におきまして、総理が訪中するということになった場合には、その対応について決定しているわけではまだございませぬけれども、そうした機会も含めまして、今後とも必要に応じて我が方の考え方を中国側に説明し、また重ねて透明性を確保するということに意を用いていきたいと考えているところでございます。

○島委員 中国がある意味で台湾等の問題について相対的な自制をすることを宣言し、かつ北朝鮮の問題に對していろいろな役割を果たすことをしていただければ、恐らく日本を取り巻く安全保障環境というものは劇的によくなると思っております。極めて大きな課題を背負つて、小淵総理、行かれることになると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

質問を終わります。

○二見委員長 次に、富沢篤敏君。

○富沢委員 公明党・改革クラブの富沢篤敏でございます。通告どおり質問を申し上げます。まず、周辺事態と日中関係についてお伺いをいたしますが、私はかねてから、台湾は中国の内政問題である、周辺事態から明確に外さなければいけない、こう主張をしております。しかし、政府はこの点をあいまいにしたままで法律が成立したところでございます。この点について中国の反発が大変大きい。すぐ隣の国でありますので、ほうつておくのは無責任きわまりない。今後どんな対処をされるのか、まずお伺いをいたします。

○竹内政府委員 中国が、先生の御指摘の問題につきましても懸念、関心を表明しているということ、従来より我々としても十分に認識をいたしているところでございます。したがって、これはガイドラインの作成のときから、中国に對して

の説明と申しますか、中国の理解を得るといふことについては意を用いた努力をしてきた所存でございます。

具体的には、先月の二十四日に、小淵総理大臣からそのときに来日をして行われました吳官正中国共産党中央政治局委員一行に對して、日本と専守防衛に徹する、軍事大国には決してならないという日本の基本的な姿勢を説明したところでございます。さらに、法案の成立後、時を経ずして、外務省と防衛庁の審議官レベルでございますが、中国に人を派遣いたしました。そして、先方の外交部と国防部の関係者に對して詳細な説明をいたしました。

その中には、先ほど先生が御指摘されました台湾の問題につきましても、台湾をめぐる問題につきましても、我が国としては、日中共同声明において表明された基本的立場を堅持するとして、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望している。日中平和友好条約及び日中共同宣言において表明された立場に変更はないということを繰り返して説明申し上げたところでございます。

中国側からはやはり中国の立場としての懸念というものの表明がございましたが、我が方が説明の努力をしておりますことについては先方もこれを高く評価しているところでございます。また日中友好の大局的観点から、これからは話し合いを通じて理解を深めていきたい。それから、中国側としては、日本が言葉で言っていることを行動で守ってほしい、示してほしいということを強調されてきたところでございます。したがって、日本としましては、まさに行動で我々の平和的意図と申しますが、真意を示していくということが一つ必要であらうかと思っております。

さらに、これからもいろいろな機会、ハイレベルの接触の機会も含めまして、重ねて中国との對話、相互理解のために努めていく、この指針と関連法案につきましても日本側の真意と、中国、台湾問題に関する日本側の立場ということについて

て、繰返し重ねて先方の理解を得るように努力をいたしておく、こういう強い所存でございます。

○富沢委員 中国政府は基本的に日本政府に不信を持っております。

私たちは、先月、日中友好議員連盟、林義郎代議士を団長に各党代表者一名ずつ、八名で訪中をいたしました。先月十六日から二十三日まで、李鵬全人代常務委員、唐家璇外務大臣、徐敦信全人代外事委員会副主任、いろいろ大勢の方にお目にかかったのですが、殊に徐敦信さんは、一週間、北京、昆明、上海、全行程を御案内をいたさうな厚遇にあずかりまして、みんな感激をしたところなのですが、中国がなぜ周辺事態に反発をするのか、その理由を明確に教えてくれました。

御承知のように、徐敦信さんは、昨年まで中国の駐日大使を務めておられました、日本語も極めて堪能な方でございます。徐敦信さんの話によりまして、橋本・クリントン会談、ちょうど二年前、この会談で日米新ガイドラインが合意をされました。ここで周辺事態という新しい概念が発明をされました。米軍の後方地域支援を日本の自衛隊が担当をする、受け持つ、こういうことですが、周辺事態、新しい言葉でありまして、一体どの範囲になるのか、台湾問題を抱えた中国としては最大の関心事になったわけでございます。当時駐日大使として、徐敦信さんは、内閣官房長官の梶山静六代議士と公式、非公式を通じて周辺事態の定義、範囲を直接お伺いをしたということでございます。

徐敦信さんの言われることには、私への返事では周辺事態は極東であり台湾を含むというのが非公式の席上の梶山官房長官の明快な見解であった。徐さんは駐日大使でありますから、当然そのとおりに本国に伝えました。したがって、周辺事態は極東であり台湾を含む、ここが中国政府の基本認識になっている。こういう説明でございます。今、政府は周辺事態をあいまいにしたままで法

案の成立を図ったところでありませんが、中国の対日不信、反発は根柢のないものではないのでありまして、徐敦信発言を政府はどうお受けとめになりますか。

○野呂田国務大臣 ある事態が周辺事態に該当するかどうかは、あくまでも事態に応じ、その規模、態様等を総合的に勘案して判断するものであり、特定の地域における事態を仮定して、それが周辺事態に該当するか否かをあらかじめ判断することはできないこととあります。このことは政府が従来から御説明申し上げておりましたこととして、梶山元官房長官が発言されたということも、私どもは、ただいま申し上げたような趣旨から、具体的に御答弁することは差し控えたいと思っております。

なお、台湾に関する我が国の基本的な立場は、先ほど外務省から説明がございましたが、日中共同声明において表明されておりましたとおりでありまして、すなわち、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認した上で、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するものであり、我が国としては、中国は、台湾をめぐる問題は中国人同士の問題として平和的解決を目指していることと承知しております。このような基本的な立場を堅持した上で、我が国として、台湾をめぐる問題が中国当事者間の話し合いにより平和裏に解決されることを強く希望しております。次第であります。そういう願いが強いものですから、ただいまも話題になりましたが、防衛庁、外務省からそれぞれ担当者派遣して、早速中国に對し理解を求める説明をしたところでござい

ます。

○富沢委員 今、防衛庁長官の御説明、そのあいまいさが反発、不信の原因になっておるのであります。李鵬さんの発言では、まさに周辺事態、もうみんなが来て、説明は要らない、日本政府は行動で示せ、こういう御発言もあつたところでござい

七二年、七八年、共同声明、平和友好条約、ここに表明された立場に何ら変更はない、こういう御答弁であります。共同声明、平和友好条約の立場に何ら変更がないということは、台湾が外れるといふ意味ではないんですか。ここには明確に、今御答弁にあつたように、台湾は中国の不可分の一部、これをお互いに尊重する、こういう表現になっております。この立場に何ら変更がないということは、台湾が入らない、こういうことになりませんか。

○竹内政府委員 これはもう先生御案内のとおりでございますが、日中共同声明の立場を堅持するに申します場合、台湾につきましては、先ほど防衛庁長官から御説明がございました「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ボツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」というのが日中共同声明の第三項でございます。まさにこの共同声明については日中平和友好条約でも再確認をされておりますところでございます。日本としてこれを堅持しているというところでござい

ます。

他方、先ほど来御議論の周辺事態と申します概念は、あくまでも我が国の平和と安全ということに着目をいたしまして、どこで起こった事態であれば周辺事態であるということではなく、その事態が日本の平和と安全に重要な影響を及ぼすか否かということにあくまで着目して判断をいたすということでございますので、あらかじめ特定の地域についてこれを云々することはできないというの、これは重ねて政府から説明を申し上げてきたところでございまして、この説明について、立場について変更するところはないわけでございます。

○富沢委員 外務大臣いらつしやいませませんが、何度伺つても政府の説明は、外国人にとつても日本の国民にとつても、極めてわかりにくい。外交安全保障というのは明確であることが必要なので、

この点を指摘しながら、質問を進めます。ガイドライン法成立に伴い、自治体や民間に協力を求めることができるようになりました。この点について、神奈川県岡崎洋県知事から注文が届いておりました。国が自治体や民間に求める協力内容が明確でない、国と自治体で話をする場が必要ではないか、こういう注文が届いてまいりました。協力といつても、意味合いがどういう性格か、協力の内容によつては県民生活に直接かわりが出てくる、具体的に十一項目が例示をされておりますが、この項目別をどう取り扱うのか、事によつたら県民生活を優先しなければならぬ項目も出てこよう、したがって、自治体と国が協議する場、機関を設ける必要がある、こういう御発言内容でございますが、この点について、防衛庁長官、お考えをお示しください。

○野呂田国務大臣 この九条関係はこの立法の過程からずつと内閣の方で所管しておりました。公共団体の責任者という協力の場をつくる必要があるかどうかということは内閣の判断が優先すると思つて、委員からそういう質問が出たということ、私からも責任者の方に申し上げておきたいと思つ

ます。

いずれにしても、内容がはっきりしないという御指摘がありますので、これをもう少し具体的にマニュアル化することを内閣の方でも考えているところでありまして、この施行までに何とかそういうものを具体化しなければいけないのじゃないかと私も考えております。

○富沢委員 本来、法案が成立する前にこういう協議機関はあつてしかるべきものと私は認識をするのであります。もうでき上がつておりますので、自治体の首長は大変心配をしている項目でもございますので、どうぞひとつ早急に対応していただくよう要望を申し上げておきます。

質問を進めます。米軍の軍事基地の進入表面下騒音補償制度新設についてお伺いをいたします。前額官時代の時代、NLP訓練の行われるアメリカ軍の軍事飛行場の受忍限度を超えた騒音に對

して新しい制度、騒音被害補償制度をつくる必要がある、こういう質問を申し上げましたところ、どういふ方法でそれができるか検討してみたい、こういう御答弁でありましたが、その後防衛庁内でどんな検討がされているのか、まずお伺いします。

○大森(敬)政府委員 お答え申し上げます。

厚木の基地をめぐる騒音問題につきましては重大な関心を持っておりまして、先般の御議論も踏まえまして、野呂田大臣からも検討を指示されているところでございます。

防衛施設庁が行っております飛行場周辺の基地対策につきましては、周辺環境整備法に基づきまして、航空機の離着陸等により騒音対策をいたしまして地方自治団体が学校、病院等への防音工事など必要な措置を講じる場合の、地方公共団体等に対しての補助金や周辺整備調整交付金を交付しているところでございます。

こうした基地対策のための補助金や交付金は、障害を防止するという用途に当てることとございまして、用途を限定することが必要不可欠な要件となっております。前回は御説明申し上げましたところでございますけれども、用途を限定しない交付金という制度を設けることは困難であるというふうな認識を持っておりまして、この限りです。

しかしながら、厚木飛行場の周辺対策が重要であるということは防衛施設庁としても十分認識しているところでございます。騒音問題につきましては、またその地元の方々の御要望を十分拝聴させていただきながら、さらに検討していく必要があるというふうなことで、現在まだ検討中というふうなところでございます。

○富沢委員 NLP騒音に対して基本的な認識に欠ける感じがしておりますが、まず第一に、米軍NLPの行われる特殊な限定的な施設であること、これは厚木基地、横田基地、岩国基地、三カ所ぐらいいしか行われておりません、米軍のNLP訓練というのは、したがって、特殊な限定的な

施設であること、これが一つ。

二つ目は、NLP訓練で発生する騒音が受忍限度を超えているということ。

三つ目は、住民の騒音被害訴訟で、国が負けて二十七億三千万円の補償を裁判所から命じられている。原告三千四百人、二十七億三千四百円の被害補償を命じられている。

四つ目は、日米安保体制に理解のある住民はこの裁判に参加していない。受忍限度を超えた騒音も、国防のため、日本のためだといって我慢している方がいらっしゃる。防衛当局はこれをほったらかしにしているのが今日までの姿でございます。

そこで、防衛関係費の中で、結構いろいろな補償が出ています。今回、地方分権推進一括法案の中にも、防衛庁関係の中で、漁業操業制限法あるいは特別損失補償法、この二法が上がっておりますが、それぞれ防衛のために必要な措置や補償が決められている。法の趣旨と補償金額をここでひとつお示しになってください。

○大森(敬)政府委員 御指摘の漁業制限補償法に基づきます漁業補償でございますけれども、これは、漁業制限補償法第一条によりまして設定された制限水域におきまして、従来から適法に漁業を営んでいる者に対して、漁船の操業の制限または禁止によりまして漁業経営上具体的に損失をこうむった場合に、通常生ずべき損失を補償している制度でございます。支払い実績は、二十三水域がございまして、十二億五千八百万という支払い実績になっております。

それから、もう一つお尋ねの特別損失補償法に基づきます補償でございますけれども、これも、特別損失補償法第一条の規定に基づきまして、従来から農業、林業、漁業等を営んでいた者が駐留軍の航空機の類繁な離発着等の行為によりましてその事業経営上損失をこうむった場合に、国が通常生ずべき損失を補償している制度でございます。この支払い実績でございますけれども、平成

十年度は、九施設ございまして、七千二百万の支払い実績というふうになっております。

○富沢委員 漁業操業制限法、平成十年度の支払い実績の数字を、水域の数、支払い金額、もう一度御答弁願います。

○大森(敬)政府委員 漁業操業制限法に基づきます支払い実績で、十年度の水域数でございますけれども、二十三水域でございます。金額は十二億五千八百万でございます。

○富沢委員 防衛施設の安定運用あるいは訓練海域の運用のために大変な金が出ています。漁民には、二十三水域、十二億五千万円、そして農家には、九施設、七千二百万円の補償金が出ています。これは国防のため、国防施設の安定運用のために出ています。大変結構な施策であります。また、これは先般の話なんです、厚木基地の隣接地に産廃業者が営業をしておいて、ここから出される排煙が米軍住宅にかかると、煙突の改善費用に閣議決定してまで金を出す。これも大変結構なんです、基地の安定運用に。

煙の被害に金を出す、漁業補償も出す、さらに農家にも耕作補償を出す。なぜ騒音被害に金が出ないのか、私は不思議でならない。しかも補償されないのは、基地の存在に理解を示して、日米防衛体制を肯定している、裁判もしないでじつと耐えている、この人たちに当然なすべき救済措置を、こうして訴えられても手をつけようとしなさい。これはどういふことですか、御答弁を願います。

○大森(敬)政府委員 厚木飛行場の航空機騒音訴訟の結論は委員おっしゃるとおりでございます。私も、私どもも、防衛施設庁といたしましては深刻に受けとめております。

しかし、現在の補償制度、先ほどの漁業補償、特損法も、事業を営んでいる者の、またその経済的な損害というふうなものに対してでございます。現制度で基地周辺の方が、裁判も指摘しているところでございますけれども、住民の方の焦燥感、不安感といった精神的な障害につきましては

の補償制度ではないということで、私どもも、精神的な被害の問題にどういふふうに対応していったらいいかということで非常に苦慮しているところでございます。

先ほども申し上げましたように、現在の周辺対策は、具体的な相当因果関係があり、また用途を特定するというふうなことが条件になっております。この面でも私どもも、さらに住民の方々の精神的な不安を軽減するものに、現制度でもさらに何か工夫の余地があるのかどうかというふうなことを中心に現在検討しているわけでございまして、まだ結論はいたしません。また、まだ結論はいたしません。また、まだ結論はいたしません。

○富沢委員 最後に、防衛庁長官にお伺いをいたします。

防衛庁の御努力で、確かにNLP、硫黄島に新しいもう一本の滑走路をつくっていただいで、全体の練習量の九割方が移つていくことも事実です。このために騒音が大幅に軽減されている、これもまた事実でございます。しかし、全部が移らないということも事実なものです。地元からは、航空母艦が横須賀に入る前に全部硫黄島におろして、訓練は硫黄島で全部やってもいい、という直結方式という提案もしている。しかし、米軍からは、直結方式それ自体が無理なのだ、どうしても厚木基地に艦載機をおろす必要がある。NLPは残るのです。しかも、直結方式を防衛庁は採用しようとしません。私の選挙区にNLP訓練は残るのです。残つても、さらにその施設は三カ所、横田と岩国、ふえても三沢だ。極めて限定的な施設。新しい法律をつくって救済措置ができるはずですが、これは政治の決断でございます。役人にはできない。防衛庁長官、どうですか。御決断をされて、新しい法律をつくって救済をせよ、この御決断はできませんか。

○野呂田田務大臣 厚木飛行場につきましては、先ほど来施設庁長官が答弁しているのとおり、住宅防音工事等の促進をかなり必要かつ十分に行ってきたところであり、また、今委員から御指摘のとおり、厚木飛行場におけるNLPの訓練の約九割が硫黄島で行われて、かなりの騒音軽減がなされたものと私も承知しております。

地元からの御提案のあります直結方式につきましては、米側にも何度か照会し、交渉したところであり、米側としては、多数の艦載機を空母の入港期間中、硫黄島に置くということになれば、多くのパイロットや地上要員を同島に配置することが必要となり、また、この硫黄島は厚木飛行場から千二百キロメートルの遠距離にあるため、空母航空団の作戦上及び訓練上の即応態勢を著しく低下させる。また、パイロット等と家族の別居期間をさらに長期化させ、士気に影響を与えるなどの理由により、なかなか納得しないというのが実態であります。

我々としては、いわゆる直結方式に対する米側の判断は、米軍の運用上の諸問題を総合的に勘案した結果のものと判断するので、これ以上米側に要請することは困難なものと考えておりますけれども、今後ともあきらめないで交渉努力をしてみたい、こういうふうを考えております。

最後に、委員が先ほどから申されております騒音補償制度をつくるべきではないかというお考えであります。私もこれまで関係省庁と何度も交渉したわけであり、基地対策のための補助金や交付金は、障害を防止する等の用途に充てるものであつて、使途を限定することが必要不可欠の要件だ、したがって、騒音補償制度という国の金を使途を限定しない交付金のような制度を設けることは困難であるということで、今私どもが壁に突き当たっているわけであり、

いずれにしましても、厚木飛行場の周辺対策は重要であることは私どもも十分認識しております。また、この飛行場の騒音問題について、地元の要望に見合う何らかの措置が必要ではないかと

考えておりました、引き続き勉強してまいりたい、こう思っているところであります。

○置次委員 時間ですので、終了いたします。ありがとうございました。

○二見委員 次に、東中光雄君。

○東中委員 今回の自衛隊法の改正、自衛隊員の再就職承認手続の改正は、先般の防衛調達に関する不祥事件を契機として見直し、検討をした、その結果行つたのだ、こういうふうなことでありますが、防衛庁背任事件において、再就職をめぐるような問題があつたのか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○及川政府委員 先生御指摘のとおり、背任事件に関連をいたしまして逮捕されました元調達実施本部の部長並びに副部長が、水増し請求を行つた案件に對しまして、その返還を求めるに当たり、適正ではない計算を行う一方、他方で当庁OBの方の就職について依頼をした、こういう経緯があつたというのが明らかになつて、こういう再就職問題についての御議論をしてきた、こういうことだと存じます。

○東中委員 えらいとも簡単におつしやいましたが、それでは私たち、再就職についてどう動かしやられてきたのかということについて、冒頭陳述、随分長いものが出ておりますが、これで調べてみました。そうしたら、こういうことが書かれております。

被告人諸富は、かねて防衛庁長官官房長から防衛庁事務官、いわゆるキャリア事務官の退職者の再就職先の確保を依頼されている。それで、退職者の再就職用の役員枠を受注企業に設けさせよう、そういうふうな画策をした。被告人上野は、キャリア事務官等の退職者の再就職先を確保できれば、その功績を高く評価され、自己の昇進や再就職の上でも有利になることなどから、これに賛同をしたという記述があります。これは冒頭の六十三ページから六十四ページ。

そして、被告人諸富は、平成六年四月五日ご

ろ、被告人上野に對し、官房長から頼まれているが、元参事官を東通の監査役に入れたい、上野君から永利常務、NEC常務取締役、当時ですね、に話をしておいてくれという、指示というのですか、をやつた。これは八十四ページから八十五ページに書いてあります。

そして、被告人上野は、NEC本社に戻つた被告人永利に電話をかけた、こつちとしても相当無理をして入らんだから、東通にうちのOBを役員クラスで受け入れてもらいたいという要求をした。これが九十三ページに書いてあります。

だから、再就職について官房長から調本の本部に、再就職できるように受注会社に役員枠をつくるようにしてくれという要求がある。それをそのまま本部部長が副部長である上野氏に伝える。上野氏は、これをちゃんとやれば自分の昇進に道を開くことになるんだということ、そういうふうなことに賛同した。そして具体的には、あの参事官の問題が実際に実行された。

こうなりますと、再就職用のポスト、取引先の会社の役員枠をつくる、こういう動きになつていくのです。官房長はこの事件の被告ではありません。こういう仕組みが、再就職についてそういうことになつておつたということが、この事件の中で出てきた、そういうことを冒陳で、証拠によつて証明すべき事実ということで、検察庁が公にしているわけですね。

そういう事実が認められるかどうか、それについてどう考えておられますか。

○守屋政府委員 御指摘の背任事件に関して、なぜ当時の調本幹部が法や訓令に従ひ過払い額を算定しなかつたかなどの理由につきましては、公判の冒頭陳述において、自己の責任を回避してその保身を圖るとともに、東通に防衛庁のキャリア事務官等の退職者の再就職用に役員等の枠を設けさせるなどの目的を持って法や訓令に従うべき任務に背いたと指摘されておりますけれども、その事実関係については、防衛庁としましては現在進行中の公判により明らかにされるものと考えており

まして、その進展を注意深く見守りつつ、防衛庁として適切に対応してまいりたい、こう考えているところでございます。

○東中委員 何を言っているのですか。冒頭陳述にこういうふうに書いてある。それは、検察当局としては、事実によつて証明することができるとのこと、刑事訴訟法二百九十六条でそういうことをしなきゃならないということになつておつたから、そうしているのですよ。

だから、公判において明らかになるかどうかというそんな問題ではなくて、ここで私が今聞いている趣旨は、官房長が、出先の調達本部の、いわば会社と関係のある人に対して、再就職のために会社側の中に枠をとるよう交渉するようにということをやつたということが書かれておられるけれども、そのことは、防衛庁が見て、それは許されることか許されないことか、やつちやいかぬことなのか、やつてもいいことなのか、その辺についてどう思っているかということが一つです。それに従つてやれば昇進に影響があるというふうな、ちゃんとやれば昇進にそういう評価を受けるといふふうに副部長の上野氏は思つて行動を起したということが、これは証拠によつてということ、検察庁は書いておられるわけだ。

そういうことがあつていいのか、そういうことが防衛庁の中では当たり前になつておつたのかあるいは特異なのか、やつちやいかぬことなのか、それを聞いておられるわけですか。

○野呂田田務大臣 冒頭陳述において、これは逮捕された二人が検察庁に對して申し述べたことであつたから、私どもとしては、そういう事実があつたのではないかと今思つておりますが、順次これから真相が解明されていくものと思つて、順次お答えいたします。

また、そういうことが日常化していたのか、また、そういうことをやれば昇進に影響があると考へるかということにつきましては、これは、あの諸富、上野という者は、私は防衛庁における格別の存在であつたのではないかと。このようなこと

が日常行われていたとは私どもは考えておりませんし、そのようなことをやれば失脚させるのが私ども管理者の責任でありまして、榮進させるなどということとはあつてはならないことである、こう思つております。

○東中委員 官房長が調達の現場の者に対して、相手方の会社の中に再就職の役員枠をとれるようにひとつ話をしてくれというの、何も背任行為をやれと言つておられるわけじゃないやね。再就職の枠をふやすようにひとつやってくれということをおっしゃることは、これは一般的な問題としてだ。また、特定の参事官についての問題というふうには、二つ出てきているわけですね。

○野呂田国務大臣 それは絶対にあつてはならないことだと思つております。

○東中委員 そうしますと、官房長は、やつたということがこの冒険で出ているわけですから、そのときの官房長はどなたか知りませぬけれども、これは絶対にやっちゃいかぬことを諸富氏に言ひ、諸富氏は上野氏に言つて、それを今度はおまけに背任までやつて実行したということになつておられるのですから、その官房長はだれだったのか。それから、それについての責任はどうなつたのかということ、これはどうなんですか。

○守屋政府委員 たいま大臣から御答弁がございまして、防衛庁として、先生御指摘のような事実が絶対にあつてはならないと承知して

るところでございます。

それで、一般に、退職される方の再就職につきまして、私どもは、基本的にその個人が現職時代に培つた能力、経験等を買われて、それぞれ時代に進んでいかれる。それで、再就職の問題というのは役所としても大変重要なものでございまして、役所の側において、職員の再就職を受け入れていただける企業等につきまして平素から情報収集に努めておられるか、企業から適任者についての問い合わせがあつた場合等について、役所の側が適宜情報提供、紹介、推薦等、私ども適切に対応しているところでございますが、その際、先生御指摘のようないふことがあつたとは断じて承知していません。

○東中委員 そうすると、平成六年四月五日ころ、被告人上野に対して、官房長から頼まれていたが、元参事官を東通の監査役に入れたい、こういうふうな言つてきて、上野君から永利常務に話をしておいてくれというふうな諸富本部長は言うた。

この官房長はだれなのか。官房長はそういうこととはやつていない、検査ではそうなつて、冒険とあることと発表されているわけですね。そういうこととはあり得べきことじゃない、やっちゃいかぬことであると言ふのなら、その当時の官房長について調べたのか、調べてないのか。調べたとしたら、だれにどういふ調べをして、どういふ処置をしたのですか。

○守屋政府委員 そういうふうな報道とか事実が明らかになりましたので、私ども、当時の担当の官房長に事実を照会いたしたところでございまして。当時の官房長からは、そのような事実について明確な記憶がない、承知していない、こういうふうなその当時の調査結果をいただいているところでございます。私どもは、公判廷において事実関係が明らかになるといふことを見守つているところでございます。

○東中委員 照会したと言われました。いつですか。

○守屋政府委員 何月何日という事は覚えておりませんが、去年の秋という報告を受けております。

○東中委員 今、私が読み上げたのは、ことしの三月五日の冒険陳述なのです。それまでに検査庁が公式にそういうことを発表したことはない。いれや去年なんて、そんなことがありませんか。こういう事実があつたからあなたに聞いたと言つても、それは去年だ。冒険はことしの三月五日ですよ。そして、見守つておられると言つておられるはずの検査庁で、こういう公式の文書が出ておられる。それについて、それから何もしてない、去年照会しただけだ。こういう姿勢ではだめだということ、はつきり言つておきたいと思つております。

そんなことで、事件にかんがみて、それで検討したのだと言つて、その不祥事件の内容で、官房長がこういうことをやつた、絶対やつてはいかぬというふうなことをやつたという冒険が三月五日に出て、私はそれを読んだ。それで、照会したと言つて、いつ照会したのかという、去年の秋だ。こんなこととやだめです。長官、これは姿勢の問題ですよ。

私はあつたともないとも、検査庁は証拠によつて証明すべき事実として冒険を言つておられる。できることと。できないことをやつたらいかぬぞというの、二百九十六条ですか、そう書いていますよ。予断、偏見を与えるような冒険をやつたらいかぬとまで書いてある。そこで、検査庁は、こういう文書で出しているのだから、それはやはりちゃんとするということではないかと思つておられるが、長官、どうですか。

○野呂田国務大臣 まことに御指摘のとおりでありまして、私、長官に就任してから、もう一切そういうことは隠したりするな、不幸にして事故が起つたら司法当局にはむしろ積極的に協力をしなさい、こういうことを言つて改革を進めてきたわけでありまして。

今のようなことは、私が考えまするに、官房長

は、その冒険陳述を見て話を聞いたというのじゃなくて、当時の官房長にこの事実が発生したときに照会したものと取り違えたのじゃないかと思ひますけれども、その際でも、私どもが聞きましても、本人は、自分のそういう瑕疵があることを、どんなに強く要請しても本当のことは言つてくれないというのが役所の調査の限界じゃないかと私は思つておられる。ですから、今、冒険陳述で、本人がそう言われて、検査がそれを申し上げているというところでございまして、本当の真相というものは、やはり裁判が進んでいかなければ私どもとしては解明できないところがあるということも事実であります。

以後こういう不祥事が起こらないようにするために、私どもはさらに綱紀を肅正し、防衛庁の職員の意識改革を行つて、二度とこういう不始末が起らないように対処してまいりたい、こう思つておられるところでありまして。

それにつけても、今まで、国会への再就職の届け出とか、あるいは防衛庁長官の承認というものが欠けていたことが大変欠陥であるという数々の御指摘をいただいておりますので、これを改めるべく今度の法律を提出させていただきました。これを改めたい、こういう犯罪をこれからは未然に防ぐために、この法案の成立についてどうか御理解をいただきたいと思います、こう思つておられる次第でございます。

○東中委員 私は犯罪の問題を言つておられるんじゃないです。冒険陳述にあらわれた当時の官房長が、具体的に、元参事官を東通の監査役に入れてくれ、その交渉をしてくれということを調達実施本部に言つたということ、これはどういふ証拠に基づいてそういうふうな認定しているのか、検査庁がやつたのか、わかりませぬ、私は知りませぬ。しかし、そういう言つたという事実があるということをおっしゃるに、官房長がそういうことをやつたらいかぬのやと、絶対あつてはならぬと先ほどおっしゃつた。しかし、具体的にそういうことが書い

であるのだから、それはどうなっているのかと官房長で調べて、それで、調べた上で、そんなことがないなら、ないということをして天下に明らかにせたいかぬじやないですか。そのままだけにしておいて、三月五日に出た冒険にそう書いてあるのに、去年調べたというようなとばけたことを当の官房長が答えている。何ということだ。だから、それを調べたいのですよ。調べなさい。

○野呂田国務大臣 確かに、今の官房長が、調べたけれども、そういうことは言っていないと言ったという先ほどの答弁を申し上げたのですが、冒険陳述でこういうことが明らかになってくれば、私どもとしてもできる限りもう一回そこを調べてみたい、こう思っております。

○東中委員 だから、そういうことは絶対あつてはならぬのだ。

再就職に、正しく努力する、あるいは情報提供すること、これはやってもいいと思うのですよ。しかし、こういう格好でやっておくということが公判で検察に指摘されておつて、それで、それを知らぬ顔しておるというようなことじゃだめです、きちつとしなさいということをやまず申し上げておきます。

もう時間がなくなりましたので、もう一点だけ聞きたい。

防衛庁長官による再就職承認について、具体的基準を設定するということになりました。そういう中で、在り方報告によりますと、承認については、企業の売上額に占める防衛庁との契約額の割合、いわゆる依存度が高いと、それはもう承認しない、そういう基準が出されているわけですね。

アのはかにイ、ウ、エといろいろありますけれども、このア項で言っておる依存度について、この基準でいきますと、例えば、三菱重工、NEC、日産自動車、東芝など、防衛庁の契約の上位企業は契約額が非常に多いけれども、会社全体の売り上げに占める依存度は非常に低いので全部承認される、そういう基準になってしまつていますが、そうですね。

もう時間ありませんから、続けて聞いていきます。

むしろ、そういう依存度だけじゃなくて、額ですね。これは三菱重工にしてもNECにしても、額が年間何十億、何百億ということになるわけですから、依存度は低くても、物すごく大きな額であります。防衛庁は年間二兆円からのそういう調達契約をやるわけですからね。ほかの役所はそんなことはないのですから。だから、依存度だけでいい一般の場合と違って、防衛庁というのは特殊なんです。しかも、随意契約と。

そういう条件だから、額で承認の一つの枠を引くということをしなさいだめだ。小さいところの依存度の多いところだけ禁止して、大きいところは全部やっておる。大きいところを通じて、大きいところの支配下の会社へほとんどいゆる天下りするということになつたのでは、これはもうしり抜けになりますから。その点、もう時間があります。

○野呂田国務大臣 長官による再就職の具体的な承認基準につきましては、自衛隊員の再就職の在り方に関する報告における提言を踏まえて、一般職の例を参考に、本人が携わつてきた契約額、いわゆる依存度等が一定の水準を満たさない場合には承認しない等の基準を設けることについて検討しているところであり、これをもって企業への影響力を不正に利用した再就職を防止する考えでございますが、ただいまの委員の御提言も勘案しながら今後さらに検討したい、こう思っております。

○東中委員 今後検討するとおつしたのですけれども、依存度によってやるということになつていますが、これは一般の場合なんで、防衛庁は特殊だ、二兆円もある。それから、契約企業に何千億というのがあつてからね。そういう額はやはりちゃんと入れる。まあ、検討するとおつしたんですけれども、それはぜひ入れるようにしないと、やはり大きなところへほとんど行つ

ているじゃないかということになつて、公平性が確保できぬというふうに思いますので、そのことを強く要請しておきます。

○二見委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美です。

まず最初に、防衛庁長官にお伺いしたいと思つ

今回の法改正によりまして、懲戒制度の整備という点があります。

さてそれでは、この懲戒制度の整備に至りました理由と背景、さまざま、役所に対するというか、市民の目も厳しくなつてきている中で、どういふ背景によつて今回整備に至つたか、まず御説明いただきたいと思います。

○野呂田国務大臣 一般職におきましては、最近の公務員不祥事に関連し、非違行為をした職員が人事交流のため退職、出向し、復職した場合において、このような職員を形式上の任用関係の断絶を理由に懲戒処分ができないとするのは、公務における秩序維持という懲戒制度の趣旨から適当ではなく、また、非違行為をした後継続して職員である者との均衡を欠くという問題があるため、こういった場合について懲戒処分をすることができるといふ国家公務員法の一部改正法案が国会に提出されているものと承知しております。

防衛庁としましては、隊員の規律を厳正に維持することは、自衛隊の精強性を確保し、かつ国民の信頼を得る上で極めて重要であると考えていることから、自衛隊法に所定の改正を行い、一般職国家公務員に準じた懲戒制度の整備をすることとしたところでございます。

自衛隊の使命である我が国の防衛は、平素から国民の信頼と支持なくしては達成し得ないものであるから、今後とも服務規律の厳正な保持を図り、職員一人一人の意識改革を図りながら、国民に自衛隊に対する不信の念を抱かせることがないように真剣に努めてまいりたい、こういう思いで

でございます。

○辻元委員 今回の改正は一般職の国家公務員の例に準じてということで、この間人事院の方でも、公務員の倫理の確立という観点から、不祥事に対して厳正に対処するために、全体的に懲戒制度を見直していこうという、その中の一環であると、今の御答弁を伺つておりました、思いました。

確かにそうなんです。今までこういう制度がなかつた方がおかしかつたのではないかと私は思つています。

例えば、ちよつと振り返つてみますと、このところ、先ほどから防衛庁の一連の不祥事の話も出ておりますけれども、それ以外にここ数年、私たちは国会の中でも、厚生省の特別養護老人ホームをめぐる汚職事件なども数年前にありましたし、このときも職員の処分を行ったのですけれども、昨年大蔵省が接待汚職に関連して職員の処分を行った際に、地方自治体や関連団体へ出向していたために懲戒処分が法的にできなかったという事例が出てきて、その反省にのつとて全体を見直していく、その中でこの自衛隊員についても理解を私はいはしています。ただ、今まで懲戒処分ができない者がいたという、普通の市民から見たらびつくりするような話ですので、今回の法改正によつてそこが一步前進というふうに思っています。

ただ、これをやはり厳正にやつていただかないと、法改正したのに実態が伴わないというふうでは困りますので、今、長官から経過と御決意を伺いましたので、しつかりやつていただきたいと思います。

さて、二点目ですが、再就職について。

同じように、再就職についてはどういふ理由と背景で今回見直しが行われるようになったのか、まず最初に長官にお伺いしたいと思います。

○野呂田国務大臣 一般の防衛調達に関する不祥事を契機にしまして、自衛隊員の再就職についても、顧問などの非役員の地位につく場合には長官

の承認を必要としないことになっておりまして、また、再就職のための具体的な承認基準が示されておられません。そういうさまざまな問題が提起されたところでありまして、防衛庁としましては、こういう点を反省し、また、国会での御議論や、部外有識者から成る自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会の提言も踏まえまして、これまで一般職公務員に比して厳格さを欠くのではないかと御指摘もあつた自衛隊員の再就職手続について見直すこととし、所要の改正案を国会に提出したところであります。

○辻元委員 この再就職については、今長官の御言葉の中にもありましたが、確かに批判が強かったです。特に防衛庁絡み、去年はこのニュースで一色になるほどの事態を招きました。その中の整備ですので、不備があつては困るというように思います。形だけつくって実態が伴わないようでは困りますので、幾つかの細かい点について質問させていただきます。

まず、改正いたしました、離職前五年間に在職していた防衛庁本庁または防衛施設庁と密接な関係にある企業、よく言われます登録官利企業体のすべての地位への再就職が対象になるというふうには承知しておりますけれども、この登録官利企業体というのは、現状ではどれぐらいの数があろうでしょうか。

○野呂田国務大臣 防衛庁においては、防衛庁との契約に参加する資格を有するもの名簿、有資格者名簿に登録していることをもって調査、審査対象企業の範囲としてきていますので、この点については従来と同様の考え方をすることが望ましいのではないかと考えておりますけれども、お尋ねの有資格者名簿に登録している企業等の数は、各機関から聞き取りにより把握しているところによ

れば、平成九年度当初において、中央調達の登録企業等二千二百社を含め延べ約七万二千社になると承知しております。

○辻元委員 七万二千社という非常に多い数、私自身がどれぐらいかかと予想していたよりも多い数でした。それらの関係の企業体に対して、先ほどから議論にも出ておりますが、今後は一定の基準を設けてということになっていきますけれども、この一定な基準について、次には御質問したいと思います。

この一定の基準の基礎になりましたのは、先ほど長官の御発言にもありましたが、自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会、これは昨年の十月、有識者も含めまして設置され、検討を続け、ことしの三月に検討結果をまとめられた最終報告が出ていますと思ひますが、これを参考にしながら基準をお決めになったと思ひます。もう一度、その点について、基準を説明してください。

○野呂田国務大臣 基準を決めるまでの経緯は、今委員から御指摘いただいたとおりであります。基準の一般的な考え方としては、一般職の例を参考にいたしまして、例えば、本人が所属している機関と企業との間の年間契約総額が当該企業の年間総売上額に占める割合、これを企業の防衛庁への依存度と言つてはいるんですが、それが一定の水準以下でなければいけないということ。それから、本人が携わつた契約額が企業の年間総売上額に占める割合または契約額そのものが一定の水準以下でなければならぬということ。それから、再就職先での地位が防衛庁との契約の折衝等を行う地位になつたということ等の基準を満たし、かつ公務の公正性の確保に支障が生じない場合について再就職を承認することが適当とするというふうな考え方をしております。

さらに細かいことがありますが、時間がないようでございますので、この程度でよろしゅうございませうか。

○辻元委員 今基準を示していただきました、先ほど七万二千という企業体が対象というお話にな

りましたが、先ほどの共産党委員からの指摘もありましたが、グループ企業になつてくる場合とか、それから、非常に大きな企業体の場合は、そこに占める割合が少なくとも、額にしてみたり、それから、持つ契約内容の重要度といひますが、これは防衛庁との関係でいひましたら、特殊なものも製造したりするものですか、競争が弱いとか、ずっと同じ企業に頼んでいくとか、そのような特殊性がありますので、やはり、今長官がおっしゃいました一番目の、企業の総売上額に占める防衛庁との契約額の割合、これが一定水準というものは一概には決められないと思ひますので、今後は指摘を強くさせていただきますので、今後の検討にしていきたいというように思ひます。

それで、あと二点指摘をさせていただきます。きょうのこの審議を聞いておりました、次に、特殊法人を含む公益法人への再就職については今回対象から離れているという点は、他の委員からの指摘もありました。これは私は、ほかの委員会でも、公益法人、特に特殊法人への再就職の関係ということについても議論をしていくべきだといふような意見が多々出ております。ですから、その点についても今後、今回第一歩ですので、検討をしっかりとしてほしいと思ひます。

そして、最後にもう一つ、再就職については、若年定年退職者等については弾力的に承認する方向であるということなんですが、弾力的の中心、これを最後に長官に、どういう意味なのか、御説明いただきたいと思ひます。

○野呂田国務大臣 御指摘ありました承認基準の問題への配慮、あるいは公益法人への天引き禁止の問題等につきましては、今委員からお話がありました点もよく考えながらやっておりますと思ひます。

最後の、弾力的な承認というのは、若年定年制自衛官については、六十歳定年制をとつて一般公務員よりも制度的に早期の退職を余儀なくされておられる、その多くは退職後の生活基盤の確保な

どのために再就職の必要性が高いこと、また、大部分の者が我が国防衛のため厳しい教育訓練に励んでおり、企業との関係を有さないこと、また、在職中に培つた防衛に関する専門知識、経験等を生かし、防衛庁と契約関係を有する企業等に再就職する者も存在することなどの特性を持つております。

こういった点を踏まえまして、防衛庁としては、若年定年制自衛官が、例えば専門的知識、能力等を生かして再就職する場合、すなわち、逆に言えば影響力を不正に行使した再就職に当たらないと判断される場合には、他の隊員とは異なる承認の仕組みを設けることを検討してまいりたい、こういうふうな考え方をしております。

また、かかる仕組みを設けるに当たっては、その承認の基準、規則等について明確にその対応を書きたいと思つておりますし、このような仕組みを設けることによつて公務の公正性の確保を阻害するようないふことはなうようにしたい、こういうふうな考え方をしております。

○辻元委員 それでは最後に、先ほどからお話が出ています中で、この間出されました再就職のあり方についての最終報告でも、最後の部分に透明性の確保というのが強調されています。その中で、新たに設定する承認基準についても公にすることが適当であるという点で締めくくられておりますので、この弾力的という部分についてもしっかりと基準をやはり公表していくべきであると私は考えています。

といひますのは、確かに国防に携わつていてという特殊事情はあるわけなんですけれども、一方で、今企業のリストラとかで職を失つて、再就職心配、困つて居る人は、私たちは議員としてそういう対応も考えていくわけですが、前よりずっとふえていて、すべての人に適応するということになつておりますので、税金で働いてきた者は特に基準を明確にしていかなければと理解が得られにくいと思ひますので、最後にその点を主張させていただきます、質問を終わります。

○二見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○二見委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、自衛隊法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○二見委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、浅野勝人君外三名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ及び自由党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。浅野勝人君。

○浅野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

自衛隊法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、適切な審査を経た上で自衛官の再就職を促進することが我が国防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について、検討の上善処すべきであります。

一 自衛官への再任用制度については、当該再任用の実施状況を踏まえ、自衛隊の精強性に支障が生じない範囲で充実に努めること。
二 再就職の承認についての具体的基準を定めるに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なきを期すとともに、若年での定年退職を余儀なくされる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。
三 調達実施本部等による一連の不祥事を踏ま

え、退職自衛隊員の民間企業等への再就職の審査に当たっては、公務の公正性を確保し、国民から疑惑をもたれることのないよう厳格な審査を実施すること。

四 退職自衛官が誇りをもってその専門的知識・能力・経験等を社会全体で活用できるように、国、地方公共団体等における退職自衛官の任用を一層進めるとともに、退職自衛官の民間部門における雇用の意義に関する啓蒙活動に努める等自衛官の再就職支援のための施策の一層の充実を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○二見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二見委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。野呂田防衛庁長官。

○野呂田防衛大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を十分に踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

○二見委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二見委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七条」を「第百十七条の二」に改める。

第四十四条の二第二項中「及び次条」を「次条及び第四十四条の五」に改める。

第四十四条の四の見出しを「自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用」に改め、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる者(次条において「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 前条の規定により勤務した後退職した者

三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四 第四十五条第一項の規定により退職した者

五 第四十五条第三項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二

十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

第四十四条の四第三項中「に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができな

い」を「が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもの占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

2 前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第四十五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならぬ。

4 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことに伴い退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合に於ては一年以内の期間を限り、その他の場合に於ては六月以内の期間を限り、任務を延長することができる。

第四十六条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く）、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を

含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

第六十二条第二項中「隊員は、その離職後に「隊員（第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として総理府令で定めるものを除く。）は、離職後」に、「離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない」を「その離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない」に改め、同条第三項中「隊員が総理府令に「又はその委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る官位を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならぬ。

第八章中第百七条の次に次の一条を加える。

（経過措置）
第百七条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百八条第一項第二号中「又は第二項」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員」を、「第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。）」に改め、同条第二項中「次項」の下に「及び第八条第三項」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。
第八条 参事官等である再任用職員の俸給月額、別表第一の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
第九条 事務官等である再任用職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 自衛官である再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第九条 自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として総理府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第十條第一項中「なつたとき」の下に「又は職員が離職し、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたとき」を加え、同条第三項中「場合」の下に「（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）」を加える。

第二十二條の二に次の一項を加える。
第十二條及び第十四條（初任給調整手当、同条第二項及び第三項において準用する一般職給与法第十一条の四から第十一条の七までの規定による調整手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤手当に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十七條の二中「自衛官としての」を「自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七條の四第一項において同じ。）としての」に改め、「在職期間」の下に「（第二十七條の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。）」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任 職員 以外 の 職員	1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	593,000
	2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
	3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
	4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
	5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
	6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
	7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	364,600	456,800	513,900	558,100	636,100		
	13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
	14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
	15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
	16	407,800	489,500	542,600				
	17	418,100	494,000	547,600				
	18	428,100	498,400	552,600				
	19	437,700	502,800					
	20	445,800	507,200					
	21	452,200	511,600					
	22	457,900						
	23	462,800						
	24	467,200						
	25	471,500						
再任 職員		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二十七条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 陸海曹長 陸空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 陸海士長 陸空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
251,900	242,400	233,200	227,400	227,200	—	193,700	177,800	—	163,000	155,600
260,900	246,600	242,500	236,700	236,500	218,100	206,400	185,700	177,800	170,400	
270,100	250,900	250,700	244,900	244,700	227,200	217,400	193,700	185,700	174,800	
279,400	259,300	259,100	253,300	253,000	236,500	225,900	203,200	190,200		
289,200	267,800	267,600	261,800	261,500	244,700	234,200	213,400	194,600		
299,000	276,400	276,200	270,400	270,100	253,000	242,300	221,700			
308,800	285,600	285,300	279,500	279,200	261,500	250,400	229,000			
319,000	294,600	294,300	288,500	288,200	270,100	258,400	236,100			
328,700	303,600	303,300	297,500	297,100	279,200	266,400	241,000			
338,300	312,600	312,300	306,400	306,000	288,200	274,400				
347,900	321,600	321,000	315,100	314,700	297,000	283,000				
357,500	330,500	329,800	323,900	323,500	305,700	291,600				
367,100	339,400	338,600	332,700	332,300	314,400	300,000				
376,700	348,200	347,400	341,500	341,100	323,000	308,300				
386,200	357,300	356,400	350,400	350,000	331,400	315,400				
395,200	366,500	365,500	359,500	358,900	339,800	322,500				
403,900	375,400	374,400	368,400	367,800	348,000	329,200				
412,600	384,100	382,800	376,800	376,200	356,000	334,900				
421,300	392,600	391,200	385,200	384,600	363,700	339,600				
430,000	401,100	399,600	393,600	393,000	371,000					
438,400	409,600	408,000	401,900	401,300	378,300					
446,400	417,900	416,200	410,100	409,500	385,600					
453,700	426,000	424,300	418,200	417,500	392,900					
459,700	434,000	432,300	426,100	425,300	400,100					
464,700	441,600	439,900	433,700	432,800	407,000					
469,500	447,900	446,200	439,900	439,000	413,100					
474,200	453,500	451,800	445,500	444,200	418,400					
478,900	458,700	457,000	450,700	449,100	423,100					
483,600	463,600	461,900	455,600	453,800						
488,300	468,300	466,600	460,300	458,500						
493,000	473,000	471,300	465,000	463,200						
497,700	477,700	476,000	469,700							
502,400	482,400	480,700	474,400							
	487,100	485,400	479,100							
	491,800	490,100								
312,200	302,600	302,200	295,300	291,200	280,900	258,000	—	—	—	—

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものの額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、

職の分	階級 号 俸	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸給月額			俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円			円			円			円	円	円
再任職員 再任用員外職	1	593,000	593,000	499,900	458,500	440,900	387,500	352,100	327,800	281,600			
	2	658,000	658,000	516,500	472,300	454,400	399,900	363,500	338,600	291,900			
	3	729,000	729,000	533,100	486,100	467,900	413,500	376,000	349,400	303,600			
	4	810,000	810,000	549,400	499,900	481,400	427,100	387,500	360,600	313,900			
	5	873,000	873,000	565,500	515,100	494,500	440,500	399,400	371,900	324,200			
	6	937,000	937,000	581,600	530,300	507,200	453,900	411,100	383,200	334,600			
	7	1,025,000	1,025,000	597,400	545,500	519,300	467,300	422,800	394,500	344,900			
	8	1,106,000		612,500	560,600	530,100	480,700	434,500	406,000	355,100			
	9	1,185,000		627,500	575,700	540,900	493,600	446,000	417,300	365,300			
	10	1,269,000		639,400	589,700	551,700	505,600	457,400	428,400	375,500			
	11	1,346,000		648,200	603,000	562,500	516,400	468,600	439,400	385,400			
	12			657,000	615,700	572,800	526,600	479,800	450,100	395,000			
	13			665,800	625,100	581,500	536,200	491,000	460,800	404,400			
	14			674,600	631,300	589,600	543,200	501,800	471,500	413,600			
	15				637,500	594,900	550,200	512,000	482,200	422,800			
	16				643,700	600,100	555,700	521,600	488,700	431,800			
	17					605,300	561,100	528,600	495,100	440,700			
	18					610,500	566,200	535,600	500,100	449,300			
	19					615,700	571,300	541,100	505,100	457,000			
	20						576,400	546,500	510,100	463,400			
	21							581,500	551,600	515,100	469,100		
	22							586,500	556,700	520,100	473,800		
	23							591,500	561,800	525,100	478,500		
	24								566,900	530,100	483,200		
	25								571,900	535,100	487,900		
	26								576,900	540,100	492,600		
	27									545,100	497,300		
	28										502,000		
	29										506,700		
	30										511,400		
	31												
	32												
	33												
	34												
	35												
再任職員				539,900	501,000	480,700	434,900	404,800	379,100	336,300			

- 備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の (二) 欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の (一) 欄に定める額の俸給の支給とする。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の (一) 欄又は (二) 欄に定め、政令で定める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第一條中」の下に、「同法第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二第一項」とを加える。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第四條 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「受けた者」との下に、「国家公務員法第八十一條の五第一項」とあるのは「自衛隊法第四十四條の五第一項」とを加える。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次條の規定 公布の日

二 第一條中自衛隊法第四十六條の改正規定（同條第二項後段に係る部分を除く。）及び附則第五條第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條中自衛隊法目次の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第八章中第七十七條の次に一條を加える改正規定及び同法第七十八條の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（実施のための準備）

第二條 第一條の規定による改正後の自衛隊法（附則第四條から第六條までの規定において

平成十一年六月二十一日印刷

平成十一年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇

「新自衛隊法」という。第四十四條の四、第四十四條の五及び第四十五條の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（旧法再任用隊員に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一條の規定による改正前の自衛隊法第四十四條の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同條第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員（次項において「旧法再任用隊員」という。）に係る任用（任期の更新を除く。）及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用隊員に対する第二條の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

（懲戒処分に関する経過措置）

第五條 新自衛隊法第四十六條第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一條第二號の政令で定める日以後である隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員については、当該先の退職の前の隊員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新自衛隊法第四十六條第二項後段の規定は、同項後段の第四十四條の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日が施行日以後である隊員について適用する。この場合において

第五條第一項、第八條第一項及び第二項、第十條第一項及び第三項、第二十二條の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三條の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七條の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四條の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

（任期の末日に関する特例）

第四條 次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四條の四第三項（新自衛隊法第四十四條の五第二項において準用する場合を含む。）及び第四十五條の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四條の四第三項及び第四十五條の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

て、附則第一條第二號の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある隊員については、同日前のこれらの退職の前の隊員としての在職期間は、同項後段の第四十四條の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

（承認の処分の国会に対する報告に関する経過措置）

第六條 新自衛隊法第六十二條第五項の規定は、第一條中自衛隊法第六十二條の改正の規定の施行の日以後に防衛庁長官が行つた新自衛隊法第六十二條第三項の承認の処分（新自衛隊法第六

十二條第一項の規定に係るものを除く。）について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七條 第一條中自衛隊法第六十二條の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため、隊員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び自衛官以外の隊員について短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、並びに懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするほか、公務の公正性の一層の確保を図るため、離職後二年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとし、及び防衛庁長官が行つた承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。